

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年3月17日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 御中

〒980-0804

仙台市青葉区大町一丁目2番16号

大町カープビル5階

弁護士法人リーガルプロフェッション

弁護士 高田 英典

T E L 050-1748-6626

F A X 022-225-8220



下記について照会いたします。

本照会は、製造業の物流工程に付随して行なわれる物品の一時保管業務について、当該業務が倉庫業法第2条に定める「倉庫業」に該当するか否か、また、倉庫業法第3条に基づく登録を要するか否かを事前に確認し、関係事業者が法令に抵触することのない業務設計を行うことを目的として照会するものである。

なお、照会及び照会内容が公表されることに同意する。

記

1 法令名および条項

倉庫業法2条、3条

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 関係会社の概要

X社は、飲料製品等の製造を主たる業務とするY社の完全子会社である。

Y社は、缶飲料等の生産・販売を行っている。

(2) 倉庫及び業務内容の概要

X社は、Y社所有の倉庫建物（A倉庫）を借り受け、Y社からの委託に基づ

き、以下の業務等を今後継続して行う予定である。

ア Y社工場で生産された製品について

- ・出荷までの受入、保管、払出し
- ・これらに付随する荷役、事務処理

イ Y社の製品製造に使用される空缶・製品パレット等

- ・納入後、生産開始までの一時保管
- ・生産開始時にY社工場へ供給する業務

なお、生産用空缶については、あらかじめ生産数量が確定しており、一時保管後は全量がY社工場に供給される。

(3) 第三者荷主（Z社等）との関係

X社は、Y社工場で使用される生産用空缶等について、当該空缶等を納入する第三者事業者（以下「Z社等」という）からの依頼を受け、空缶をA倉庫において生産開始まで一時保管する業務を行うことを想定している。

これらの業務については、A倉庫における一時保管・管理・荷役にかかる費用として一定額を合意し、請求・支払が行われることを想定している。

(4) 保管の性質

上記物品の保管は、Y社工場における製造工程及び出荷工程に付随する物流工程の一部として行われるものであり、長期保管を目的とするものではなく、当該工程に必要な期間に限って一時的に行われるものである。

3 照会事項

上記2の今後予定される事実関係を前提とした場合、

- (1) X社がA倉庫において行う上記の物品の一時保管業務は、倉庫業法第2条にいう「倉庫業」に該当するか。
- (2) 仮に上記業務が倉庫業に該当しない場合、X社は倉庫業法第3条に基づく倉庫業の登録を要しないと解して差し支えないか。

4 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

照会者としては、上記2に記載した業務内容が今後においても維持される限りにおいては、本件における物品の保管は、

- ・製造工程及び出荷工程に付随して行われる一時的な保管であり

・独立した保管営業として行われるものではない
ことから、倉庫業法第2条にいう「倉庫業」には該当しない可能性が高いと考えている。

したがって、その前提条件が維持される業務設計を採用する場合には、X社が倉庫業法第3条に基づく倉庫業の登録を要するものではないと解される可能性が高いと考えるが、念のため行政当局の見解を確認したい。

以上